別記様式第一号、別記様式第一号の二、別記様式第四号、別記様式第七号及び別記様式第八号の二を次のように改める。

別記様式第一号（第五条関係）

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣　殿

年　月　日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

（この申請書を提出する者（注１））
□申請者（１に記載）　□代理人（以下に記載）
住所（フリガナ）：（〒　　）
氏名又は名称（フリガナ）：
法人の場合には代表者の氏名及び役職：
電話番号：
（注１）
イ　この申請書を提出する者が申請者である場合には、「□申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「１　申請者」に記載する。
ロ　この申請書を提出する者が代理人である場合には、「□代理人」にチェックを付し、本欄を記載する。

１　申請者
（１）単独申請又は共同申請の別
□単独申請　□共同申請

（２）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職（注２）
住所（フリガナ）：（〒　　）
名称（フリガナ）：
代表者（又は管理人）の氏名及び役職：
ウェブサイトのアドレス（注３）：
（注２）共同申請の場合には、共同申請者を全員記載すること。
（注３）ウェブサイトがある場合にのみ記載すれば足りる。

（３）申請者の法形式：

２　農林水産物等の区分
区分名：
区分に属する農林水産物等：

３　農林水産物等の名称（注４）
名称（フリガナ）：
（注４）名称が複数ある場合には、全部記載すること。なお、日本国外への輸出を想定している場合には、輸出時に使用する名称についても併せて記載することができる。

４　農林水産物等の生産地
生産地の範囲（注５）：
（注５）併せて、生産地の位置関係を示す図面を添付することもできる。

５　農林水産物等の特性
（説明）

６　農林水産物等の生産の方法
（説明）（注６）
（注６）「説明」欄には、特性の付与又は保持のために行われる行為及び最終製品の画定に必要な情報を記載する。

７　農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由
（説明）（注７）
（注７）５の品質、社会的評価等の特性が４の生産地の気候、風土等の自然的要因又は史実、風習、製法、立地等の人的要因からもたらされたことが説明できるよう、当該要因と当該特性との結び付きを記載する。

８　農林水産物等の特性が確立したものであることの理由
（説明）（注８）
（注８）申請農林水産物等の発祥、生産の開始時期、祭事や郷土料理等の地域の文化とのつながり、生産地内外の需要者の特性に関する認識等、当該特性が確立したものであることの理由を記載する。

９　法第13条第１項第４号ロ該当の有無等
□　申請農林水産物等の名称は、法第13条第１項第４号ロに該当する（注９）
商標権者の氏名又は名称：
登録商標：
指定商品又は指定役務：
商標登録の登録番号：